

避難所での新たな取り組み

いざという時のために市職員が避難所運営を実践

6月3日、総合体育館で避難所運営についての説明会を実施。地区対策部として避難所の運営に当たる市職員が参加し、感染症流行下での取り組みを実践しました。ここでは、その新たな取り組みについて紹介します。

✓ 避難所内に間仕切り(テント)を設置

体育館が避難所になることを想定し、間仕切りとなるテントを各小学校(一部中学校を含む)に30張りずつ、合計500張りを購入。車いすの使用者でも利用できるよう、2.1m四方の大きさとなっています。

✓ 避難者に対する体調チェック

避難者には、受け付け時に非接触型体温計で検温を実施。簡易問診票を提出してもらいます。検温と問診の結果、発熱・咳など体調不良が認められる人とそうでない人で、避難スペースを分けます(世帯単位)。症状の程度によって保健室などを活用できるよう検討を進めています。

✓ 医療技術者による感染予防対策

保健師などの医療技術者による感染予防に関するマニュアルを作成。消毒方法やマスクなどの防護具の正しい取り扱い方、避難者や職員の体調管理の注意点などを示しています。また、医療技術者が災害対策本部に常駐し避難所職員にアドバイスを行います。避難が長期化する場合は、避難所に直接訪問するなどの対応を実施します。



分散避難の実施や避難所の運営を見直し

「複合災害」を防ぐ

問い合わせ
危機管理課
☎(740)1145

新型コロナウイルス感染症の第2波が危惧される中、風水害の多い季節に差し掛かっています。これまでの災害対応では、避難所で感染症のクラスターが発生することなどが想定されます。ここでは、市が全国に先駆けて考えた新たな対策などをお知らせします。



感染リスクを下げる避難方法

従来通りの方法で避難所を開けると、密閉・密集・密接の「3密」状態を生み出し、感染リスクを高める原因になります。

市では、新型コロナウイルス感染症の第2波以降を想定し、市民の生命と財産の保護を最優先としながら「複合災害」を防ぐ取り組みを実施。分散避難の呼び掛けと避難所運営の見直しを行います。

水害や土砂災害が予想される地域では、早めの避難を心掛けることも、あらかじめ避難先を考えるようにしてください。ハザードマップを確認し、防災グッズを用意しておくなど、備えを進めることも大切です。

分散避難を考えておく

「3密」を避けるためには、同じ場所に集中するのではなく、分散して避難する必要があります。

安全ならば、自宅での在宅避難や親族・友人宅への避難といった方法を取るようしてください。避難所敷地内(学

校のグラウンドなど)での車中泊も選択肢の一つです。また、自治会館などを自主的に避難所として開設してもらえるよう、地域に協力を呼び掛けていきます。

避難所の運営の見直し

これまでは、公民館を先に避難所として開設していましたが、より広いスペースを確保するために、小学校と一部の中学校を第1段階から開設。教室や多目的室などを活用するとともに、テント型のパーティションを使い、飛沫感染対策を講じます。

また、保健師が災害対策本部に常駐し、避難所担当職員との相談や指導に当たるようになります。

かわにし安心ネット

気象警報や災害時の避難情報などをメールで通知します。詳しくは市ホームページ(右記2次元コードからアクセス可)へ。



市長
越田 謙治郎

災害にみんなで備える

新型コロナウイルス感染症の第2波以降を想定した避難所運営を実施

緊急事態宣言が解除され、1カ月以上が経ちました。少しずつ落ち着きを取り戻してきた今だからこそ、第2波以降への備えが重要です。

その中で、早急に取り組まなければならないのが「複合災害」への対応です。今回の巻頭記事でも取り上げましたが、従来の避難所の運営方法では「3密」を避けられず、感染症への対応などの見直しが必要になっています。

市では、コロナ禍での災害対策についての検討を開始し、感染症対策を講じた避難所運営の方針を定め、現場責任者である職員を対象とした研修も実施しました。また、急遽補正予算を編成し、必要な資機材を購入するなどの準備を進めています。今

後も、市役所は市民の皆さんの生命を第一に行動し、災害に備えていきます。

一方で、行政職員の力だけで災害に対応することが困難であることも事実です。だからこそ、市民の皆さん一人一人に、普段から準備をしていただきたいと思います。具体的には、避難情報の確認、避難所以外に避難できる場所の確保、避難生活の際に必要な最低限の水や食料、薬などを用意していただくことなどが考えられます。

新型コロナウイルス感染症により、さまざまな分野で新しい対応が求められています。

新たな取り組みには、戸惑いがあるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナ対策の取り組み

緊急事態宣言は解除されましたが、市では引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯や事業者などへの支援を行ってまいります。各支援策には申請が必要な場合があります。対象となる場合は手続きをお願いします

ひとり親世帯に 給付金を支給

問い合わせ
子ども支援課 ☎(740) 1179

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少への支援のため、国の制度に基づき次の市民を対象にひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。

対象となる世帯

次の②③に該当する場合は申請が必要です。申請方法などは詳細が決まり次第、広報8月号と市ホームページ（左記2次元コードからアクセス可）で随時お知らせします。

- ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している人（8月末から指定口座に振り込み）
- ②公的年金を受給していることで児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当の支給制



市ホームページ

限度額を下回る人に限りです。

- ③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

給付金額

1世帯につき5万円、第2子以降に対しそれぞれ3万円。対象となる世帯の①②に該当する人で、収入が大幅に減少した場合は、申し出により1世帯につき5万円を追加で受給できます。

子育てアプリを配信

新たな子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」の配信中です。予防接種・健康診断の日程や成長記録をスマホで管理できます。配信サイトへのアクセスは、18ページへ。

福祉施設で働く人を 寄付金で支援

高齢者施設・障がい者施設で働く人に
深い感謝と多くの激励を

銀行口座への振り込みで寄付

下記の2つの銀行口座で、寄付を受け付けています。口座名義は「かわにし新型コロナウイルス対策支援寄附金」です。

▶三井住友銀行 川西支店 普通 4827638

▶池田泉州銀行 川西支店 普通 0362460

※振込手数料を負担いただく場合があります。

※寄付の方法に関わらず、寄付金控除の対象となります。銀行振り込みによる寄付で控除を希望する場合は、事前に政策創造課へ連絡してください。

問い合わせ 政策創造課 ☎(740) 1121

新型コロナウイルス感染症のリスクの中で、高齢者施設や障がい者施設で働く人を支援するため、寄付を募っています。献身的に業務をしている福祉現場で働く人たちへ、皆さんの支援をよろしくお願いいたします。

インターネット・窓口で寄付

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から寄付するか、市役所4階の政策創造課でも寄付を受け付けています。

ふるさとチョイスの利用方法は、同サイトを確認ください。

ふるさとチョイス



飲食店など約70店で使える テイクアウトクーポン

1,000部を追加発行

テイクアウトの実施など工夫をしながら頑張る飲食店などを応援するため、「川西テイクアウトクーポン」を発行しています。

6月15日から参加飲食店での販売を開始しましたが、好評につき7月1日(水)から、1,000部を追加発行します（売り切れ次第終了）。

500円×5枚つづりを2,000円で販売しているため、1冊当たり500円分がお得です。使用期限は8月31日(月)まで。

販売店舗や利用できる店舗など、詳しくは市ホームページへ。



問い合わせ 産業振興課 ☎(740) 1162

市の公共施設 8月末まで使用料が半額

貸室は段階的に再開

市の公共施設では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、利用できる人数を通常の半数にするなどの段階的な措置を実施しています。そのため、貸室や施設使用にかかる料金を、8月31日(月)まで半額にしています。

施設利用の際は、密閉・密集・密接の「3密」を避け、衛生管理をお願いします。また、体調不良の場合は、利用を控えてください。

スポーツ施設と文化・芸術施設については、文化・観光・スポーツ課へ。その他の施設については、各施設にお問い合わせください。

施設の状況一覧については、市ホームページ（右記2次元コードからアクセス可）へ。

市ホームページ
公共施設の状況



問い合わせ 文化・観光・スポーツ課 ☎(740) 1106

特別定額給付金 申請の受け付けは8月19日まで

市民1人当たり10万円が給付される特別定額給付金。申請の受け付けは8月19日(水)（消印有効）までです。申請期限を過ぎると、申請できないので注意してください。

世帯主のみが、世帯の給付対象者の給付金を合わせて申請できます。郵送申請用の書類は、5月下旬に世帯主宛てに郵送しています。

申請がまだの方は、申請書に必要事項を書き、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて、同封の返信用封筒で市に郵送してください。

問い合わせ 特別定額給付金対策チーム ☎(744) 6185

収入が20%以上50%未満減っている事業者が対象 新型コロナの影響を受けた事業者 に10万円

つながりづくり事業者支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者には、10万円を給付。国の「持続化給付金」の対象にならない事業者を対象としています。

対象

申請時に、以下の要件①～③の全てを満たす、中小法人・個人事業者。

- ①市内に店舗・事業所を置き、令和2年4月1日以前に開業しており、今後も事業を継続する意思があること
- ②2年1～6月の任意のひと月の事業収入が、前年同月と比較し20%以上50%未満減少していること（※平成31年以降の開業の場合は別の基準あり）
- ③国が実施

している「持続化給付金」の給付対象者ではないこと

申し込み

申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、添付資料を添えて7月31日(金)（必着）までに申請してください。

ウェブ申請 市ホームページ（右記2次元コードからアクセス可）の申請フォームから送信

郵送申請 〒666-0011・出在家町1-8の市商工会「つながりづくり事業者支援金担当」へ

市ホームページ
支援金の概要



問い合わせ 産業振興課 ☎(740) 1162